

令和3年度第1回
大船渡市国民健康保険運営協議会会議録

令和3年8月26日（木）午後1時30分開会

大船渡市国民健康保険運営協議会

令和3年度第1回 大船渡市国民健康保険運営協議会 会議録

令和3年8月26日（木）午後1時30分開議

会議日程

1 開 会

2 市長あいさつ

3 会長及び会長代理の選出

4 会長あいさつ

5 会議録署名委員の指名

6 報 告

(1) 報告第1号 令和2年度大船渡市国民健康保険特別会計（事業勘定）決算について

(2) 報告第2号 令和2年度大船渡市国民健康保険特別会計（診療施設勘定）決算について

7 議 事

(1) 諮問第1号 令和3年度大船渡市国民健康保険特別会計（事業勘定）補正予算（第1号）を定めることについて

(2) 諮問第2号 令和3年度大船渡市国民健康保険特別会計（診療施設勘定）補正予算（第1号）を定めることについて

8 そ の 他

9 閉 会

本日の会議に付した事件

～会議日程に同じ～

出席委員（12名）

公益代表委員

田村福子君

朴澤美代子君

下田初雄君

高木久子君

保険医・保険薬剤師代表委員

瀧向透君

熊谷英人君

大津定子君

金野良則君

被保険者代表委員

中村和司君

千葉きみ子君

三浦タカ子君

久保田富子君

事務局出席者

市長

市民生活部長

市民生活部国保医療課長

総務部税務課長

市民生活部国保医療課長補佐

総務部税務課長補佐

保健福祉部健康推進課長補佐

市民生活部国保医療課係長

市民生活部国保医療課係長

戸田公明君

下田牧子君

三上護君

佐藤力也君

佐々木直央君

山下浩幸君

佐藤由美子君

橋本恵美子君

小松智君

午後 1 時 30 分開会

○市民生活部長（下田牧子君） 本日は、お忙しいところ、ご出席をいただきましてありがとうございます。私は、会議の進行を務めます、市民生活部長の下田でございます。どうぞよろしくお願いいたします。

これより、令和 3 年度第 1 回大船渡市国民健康保険運営協議会を開会いたします。

本日は、新しい体制での初めての会議となりますので、ここで委員の皆様をご紹介させていただきます。恐れ入りますが、お名前を呼ばれた方はその場にご起立いただき、一礼後、ご着席をお願いします。

公益代表といたしまして、田村福子様でございます。

同じく、下田初雄様でございます。（一礼）

同じく、朴澤美代子様でございます。（一礼）

同じく、高木久子様でございます。（一礼）

次に、保険医・保険薬剤師代表といたしまして、瀧向透様でございます。（一礼）

同じく、大津定子様でございます。（一礼）

同じく、熊谷英人様でございます。（一礼）

同じく、金野良則様でございます。（一礼）

次に、被保険者代表といたしまして、中村和司様でございます。（一礼）

同じく、三浦タカ子様でございます。（一礼）

同じく、千葉きみ子様でございます。（一礼）

同じく、久保田富子様でございます。（一礼）

なお、任期は、令和 3 年 5 月 26 日から令和 6 年 5 月 25 日までの 3 年間となりますので、皆様どうぞよろしくお願いいたします。

はじめに、1 点ご報告いたします。

令和 3 年 5 月に、岩手県国保運営委員協議会において、大津定子委員が表彰されました。大津委員は、平成 22 年 5 月から 10 年以上の長きにわたり、大船渡市国民健康保険運営協議会委員として、国民健康保険事業の発展に寄与されたことから、その功績が認められたものです。誠におめでとうございます。

それではここで、戸田市長よりご挨拶を申し上げます。

○市長（戸田公明君） 挨拶の前に 1 つだけ、皆様にお知らせしたいと思います。8 月 7 日、約 3 週間前のワクチン接種対象人口の、1 回のみ打った人、2 回とも打った人の合計が、接種対象人口の 56%を超えておりました。あれから 3 週間近く経つわけですが、恐らく 60%前後に達していると思われます。

デルタ株が猛威を振るっておりますが、これを治めるのは、何と云ってもやはりワクチン接種率を高めることだと思います。

今までは、人口の 6 割 7 割が接種すれば、集団免疫がつかだろうと言われておりましたが、

最近の新聞論調を見ますと、人口の8割から9割という数字が見られます。

このコロナ禍から一刻も早く抜け出すために、どうか皆様、周りの方々に接種を進めていただきますよう、ご協力をお願いしたいと思います。私も機会を捉えて、情報を流してまいりたいと思いますので、どうぞよろしく願いいたします。

それでは、一言ご挨拶申し上げます。

本日は、委員の皆様には、ご多用のところご出席いただきまして、誠にありがとうございます。

また、この度は、本協議会の委員にご就任いただき、厚く御礼申し上げます。当市国民健康保険事業の運営にお力添えいただきますよう、よろしくお願いいたします。

さて、全国的に新型コロナウイルス感染症の影響が続く中、国民皆保険制度の根幹をなす国民健康保険の重要性については、多くの方にご認識いただいているものと考えております。

平成30年度の制度改革により、国保運営は、都道府県と市町村が共同で行うこととなり、当市におきましても、安定的な財政運営のため、岩手県と一体となって各種事業に取り組んでおります。

しかしながら、近年は、被保険者数の減少等により、国民健康保険税が減収となる一方で、高齢化や医療の高度化により、1人当たりの医療費は増加傾向が続いております。

こうした厳しい財政状況を打開し、国民健康保険を安定的、持続可能な制度とするため、市では、医療費の適正化を図るとともに、今年度、保険税率の見直しについて、検討してまいります。

本日は、令和2年度の国民健康保険に係る事業勘定と診療施設勘定の2つの特別会計に係る決算についてご報告するとともに、令和3年度の補正予算について、ご審議いただくこととしておりますので、忌憚のないご意見をお願い申し上げます。

委員の皆様方には、本協議会での議論を通じて、国民健康保険の適正な運営にご協力をいただきますようお願い申し上げます。開会に当たってのあいさつといたします。どうぞ、よろしくお願い申し上げます。

○市民生活部長（下田牧子君） この後、引き続き会議に入りますが、ここで市長は別務のため退席とさせていただきます。

（市長退席）

次に、事務局職員を紹介させていただきます。

改めまして、私は市民生活部長の下田牧子と申します。どうぞよろしくお願い申し上げます。

次に、国民健康保険当を担当いたします、市民生活部国保医療課であります。

課長の三上護でございます。（一礼）

同じく、課長補佐の佐々木直央でございます。（一礼）

同じく、国保年金係長の橋本恵美子でございます。（一礼）

同じく、国保年金係長の小松智でございます。（一礼）

続きまして、国民健康保険税の賦課徴収を担当いたします、総務部税務課であります。

課長の佐藤力也でございます。（一礼）

課長補佐の山下浩幸でございます。（一礼）

続きまして、国民健康保険の保健事業を担当いたします、保健福祉部健康推進課であります。

課長補佐の佐藤由美子でございます。（一礼）

以上で、職員の紹介を終了いたします。

○**市民生活部長（下田牧子君）** 本日は、委員の皆様全員出席でございます。

大船渡市国民健康保険条例施行規則第4条による定足数に達しておりますので、本日の会議は成立となります。

次に、次第に従いまして、会長及び会長代理の選挙をお願いいたします。

国民健康保険法施行令第5条第1項の規定では、「協議会に、会長1人をおき、公益を代表する委員のうちから、全委員がこれを選挙する」ことになっております。

また、同条第2項には、「会長に事故あるときは、前項の規定に準じて選挙された委員がその職務を代行する」と規定されております。

そこで、会長及び会長代理の選挙につきまして、どのように取り進めたらよろしいか、皆様にお諮りいたします。いかがでしょうか。

（事務局案を求める声あり）

ただ今、事務局案があればとのご意見がございましたが、これにご異議ございませんでしょうか。

（異議なしの声あり）

では、そのように進めさせていただきます。

事務局からの提案はありますか。

○**国保医療課長（三上護君）** 事務局といたしましては、会長を田村福子委員に、会長代理を下田初雄委員をお願いしたいと考えております。以上です。

○**市民生活部長（下田牧子君）** ただ今、事務局案を提案させていただきましたが、委員の皆様から何かご意見はございませんか。

（異議なしの声あり）

ありがとうございます。

それでは、ご異議がないようでございますので、当協議会の会長には、田村福子委員、同じく会長代理には、下田初雄委員と決定させていただきます。

では、田村委員は会長席にご移動をお願いいたします。

それでは会長の田村福子様よりご挨拶をお願いいたします。

○**会長（田村福子君）** 市長からもコロナの話が出ておりましたが、こういう風に長く続きますと、皆様方も精神的・肉体的にダメージがとても大きいのではないかと思います。でも、そんな中でも、反対の声はあったもののオリンピックは開催され、日本人がとても活躍

してくれたと思っています。そして、この頃は中総体とか高総体で、子どもたちがすごく活躍しているのを聞くと、何となくほっとした気分になります。コロナの戦いは、これからまだまだ続くと思いますが、皆様とともに、三密を避けて、生活していきたいと思いますので、よろしく願いいたします。

○市民生活部長（下田牧子君） ありがとうございます。

では、日程に従いまして、進めさせていただきます。

会議の議長につきましては、大船渡市国民健康保険条例施行規則第2条の規定により、会長をお願いいたします。

○議長（田村福子君） それでは、進行させていただきます。次第に沿って進めてまいりますので、ご協力よろしく願いいたします。

それでは、次第5の会議録署名委員の指名でございます。本日の会議録署名委員には、公益代表の下田初雄委員と、被保険者代表の中村和司委員のお二人を指名しますので、よろしく願いいたします。

それでは、「日程6 報告」に入ります。

(1) 報告第1号「令和2年度大船渡市国民健康保険特別会計（事業勘定）決算について」と、(2) 報告第2号「令和2年度大船渡市国民健康保険特別会計（診療施設勘定）決算について」の2つを一括して、事務局からの説明をお願いします。

○国保医療課長（三上護君） 改めまして、国保医療課長の三上でございます。どうぞ、よろしく願いいたします。それでは、令和2年度大船渡市国民健康保険特別会計（事業勘定）及び（診療施設勘定）の決算につきまして、一括して私から報告いたします。座って説明させていただきます。

決算についての説明の前に、新しく就任いただいた委員の方もいらっしゃいますので、はじめに、国民健康保険の会計の構造について、簡単にご説明いたします。

市町村の予算・決算は、一般会計と特別会計に分かれますが、「国民健康保険に関する収入及び支出については、政令で定めるところにより、それぞれ特別会計を設けなければならない。」と、国民健康保険法で規定されております。

さらに、政令により、「国民健康保険に関する特別会計を事業勘定及び直営診療施設勘定に区分しなければならない。」とされております。

当市には、直営診療施設として、国保の医科診療所が綾里、越喜来、吉浜にそれぞれございます。また、綾里には、国保歯科診療所があり、合計4つの診療所がございます。

この4つの診療所に関する部分は、診療施設勘定で財政運営を行っております。

診療施設勘定以外の部分については、事業勘定により財政運営を行っておりますが、主な財源は、国や県、市町村の公費と、被保険者の皆様から納めていただく国保税などとなり、この財源をもとに、医療費に係る保険給付や県への納付金等を支出する仕組みとなっております。

会計の構造については、以上でございます。

それでは、令和2年度の決算について、ご説明いたします。

これらの決算については、9月に開催される市議会で御審議いただくこととしているものでございますが、その概要について委員の皆様にお知らせするものでございます。

なお、事業勘定の決算については資料1、診療施設勘定の決算については資料2と3となっております。

はじめに、国民健康保険特別会計（事業勘定）の決算についてでございます。

資料1をご覧ください。

1ページから3ページは歳入歳出決算書、4ページ以降は事項別明細書になりますが、5ページから9ページまでは歳入の部、10ページから16ページまでは歳出の部となっております。

主だった部分を17ページ以降にまとめてありますので、資料の17ページをお開き願います。以下、概要を申し上げ説明とさせていただきます。

はじめに、歳入についてご説明いたします。

① 歳入決算総括表でございます。

1款 国民健康保険税ですが、決算額7億3,452万2,683円、対前年度比で1,343万8,411円、率にして1.8%の減となっております。

これは、被保険者数の減少などによるものでございます。

次に、3款 国庫支出金ですが、決算額912万8,000円、前年度比で706万4,300円の増となっております。

国庫支出金の主なものは、災害臨時特例補助金479万4,000円、システム改修費補助金425万7,000円などですが、災害臨時特例補助金は、新型コロナウイルス感染症により、主たる生計維持者について、一定以上の収入減少が見込まれる国保の世帯等を対象として、国保税の減免を行った場合、減免費用の6割が国から補助されるもので、2年度の減免実績は40件・800万円弱となっております。

また、システム改修費は、オンライン資格確認等実施のため、システム（国民健康保険資格）改修を行ったものでございます。

オンライン資格確認につきましては、マイナンバーカードを健康保険証として利用できるよう国が準備を進めているもので、この運用がスタートすれば、医療機関や薬局などで、資格確認等がオンラインで可能となります。

国の当初の目標は、今年3月からの運用開始でしたが、厚生労働省によりますと、一部で患者情報を確認できないなどのトラブルが発生したため、当初の予定より遅れており、現在は、10月からの本格運用開始を計画しているとのことでございます。なお、マイナンバーカードを保険証として利用するためには、マイナポータルというサイトからの登録が必要となっております。

続いて、4款 県支出金ですが、決算額30億9,597万1,227円、前年度比で7,728万8,042円、率にして2.4%の減となっております。

これは、普通交付金の減少などによるもので、平成30年度の国保制度の改革により、市町村が支出した保険給付の費用は、普通交付金として県から全額交付されますが、令和2年度におきましては、保険給付費の減少に伴いまして、前年度比で、普通交付金も減少しております。

なお、被保険者1人当たりの医療費は医療の高度化などにより、年々増加傾向にあります。被保険者の数が減少していることから、保険給付費全体の金額は減少しております。

続いて、6款 繰入金ですが、決算額3億3,799万8,620円、前年度比で1,806万2,722円、率にして5.1%の減となっております。

繰入金は、一般会計からの繰入金が主なもので、保険基盤安定繰入金や職員給与費等繰入金等があります。

このうち、保険基盤安定繰入金は、低所得者に係る国保税の軽減相当額について、国が2分の1、県と市が4分の1ずつ負担するもので、令和2年度の決算では、2億74万2,852円となっております。

続いて、7款 繰越金ですが、決算額2,977万2,950円、前年度比で1,075万2,900円、率にして56.5%の増となっております。

続いて、8款 諸収入ですが、決算額3,778万8,785円、前年度比で422万840円、率にして10%の減となっております。

これは、過年度報酬等支払返納金の減などによるものでございます。

なお、括弧書きの、市債については、令和元年度において、歳入の不足を補うため、県の財政安定化基金から、借入れを行ったものでございますが、令和2年度は、借入の必要が生じなかったものでございます。

以上、令和2年度の歳入合計は42億4,554万7,285円、前年度比で1億3,724万1,608円、率にして3.1%の減となったところでございます。

続きまして、歳出についてご説明いたします。

② 歳出決算総括表でございます。

先ほども、国保制度の改革について、少しふれさせていただきましたが、従来、国保の財政運営は、市町村単位で行われておりましたが、改革後におきましては、都道府県が財政運営の責任主体として、市町村とともに共同保険者となり、市町村が支出した保険給付の費用は、普通交付金として県から全額交付される一方、市町村は、運営の必要経費として納付金を納付する仕組みに変更となっております。

このことにより、岩手県全体の医療費の推計をもとに、県内の市町村の被保険者数や被保険者世帯数、所得水準、医療費水準等に応じて、市町村ごとの納付金が算定され、令和2年度も、この納付金を岩手県へ納付しております。

当市におきましては、被保険者数の減少に伴い、2款 保険給付費が30億7822万5439円で、前年度比5,367万3,472円の減、3款 国民健康保険事業費納付金が10億609万2280円で、前年度比6,148万700円の減となっております。

7款 諸支出金につきましては、2,056万4,580円で、前年度の普通交付金精算による返還金が生じなかったことなどにより1,258万3,764円の減となったところでございます。

また、直接、決算額には表れておりませんが、東日本大震災の関係では、国や県の財政支援等を活用し、医療機関等の窓口での一部負担金の免除を継続し、被災者の負担軽減等を行っております。

なお、参考として申し上げますが、今年4月以降の一部負担金の免除につきましては、対象世帯を非課税世帯に限定して継続しているところであります。

歳出合計額は、42億2,524万332円、前年度比で1億2,777万5,611円、率にして2.9%の減となったところでございます。

なお、歳入歳出の差引額は2,030万6,953円となっております。

それでは、以下、歳出の主だった項目について、20ページ以降でご説明いたします。

20ページをお開き願います。

④ 歳出事項別説明書でございます。

はじめに、1款 総務費・1項 総務管理費・2目 連合会負担金でございます。

これは、国民健康保険団体連合会負担金でございまして、岩手県国民健康保険団体連合会の事業費の一部として597万800円を負担したものでございます。

次に、2款 保険給付費になります。

1項 療養諸費・1目 一般被保険者療養給付費でございます。

これは、年間の平均被保険者数8,284人を対象とした療養の給付等でございます。給付件数14万5,633件、給付額は27億7493万49円となっております。

21ページの下段をご覧ください。

2款・2項 高額療養費・1目 一般被保険者高額療養費でございます。

これは、医療費が高額となった場合、被保険者の過重な自己負担額の軽減を図るため、高額療養費を支給したもので、件数は4,361件、金額では2億7,326万4,050円となっております。

22ページにまいります。

上段の 2款・4項・1目 出産育児一時金でございます。

これは、被保険者の出産に関し、出産育児一時金を支給したものでございまして、1件当たりの支給額は42万円を限度としており、支給件数は13件、合計484万8,100円を支給しております。

23ページをご覧ください。

上段の、3款・1項・1目 国民健康保険事業費納付金でございます。

これは、国保の制度改正に伴う県への納付金でございますが、決算額10億609万2,280円、前年度比で6,148万700円の減となっております。

下段の、5款・2項・1目 保健衛生普及費でございます。

220万3,771円を支出しておりますが、主なものとしては、被保険者への医療費通知に係

る手数料や、適正な医療給付を継続するため、業者委託によるレセプト点検に係る委託料となっております。

事業勘定決算の説明につきましては、以上でございます。

続きまして、(診療施設勘定の決算)について、ご説明いたします。

資料2をご覧ください。

こちら1ページと2ページは歳入歳出決算書、3ページ以降は事項別明細書になりますが、4ページから6ページまでは歳入の部、7ページから9ページまでは歳出の部となっております。

主だった部分を10ページ以降にまとめてありますので、資料の10ページをお開き願います。以下、概要を申し上げ説明とさせていただきます。

はじめに、歳入についてご説明いたします。

① 歳入決算総括表でございます。

1款 診療収入ですが、国民健康保険や社会保険からの診療収入で、診療所経営の基幹収入となるものでございまして、歳入全体の47.9%を占めております。決算額1億1,742万120円、対前年度比較で3,555万7,971円、率にして23.2%の減となっております。

これは、診療体制の変更(特に、吉浜診療所の診療日数の減少)や、新型コロナウイルス感染症による影響等により、患者数が減少したことが主な要因でございます。

次に、3款 繰入金ですが、決算額1億1,788万2,741円、対前年度比で1,150万6,578円、率にして10.8%の増となっております。

これは、診療収入の減少に伴うものでございます。

歳入合計は、2億4,493万1,790円で、対前年度比較で2,293万8,970円、8.6%の減となったところでございます。

次に、歳出についてでございますが、② 歳出決算総括表をご覧ください。

歳出合計額は、2億4,315万2,377円で、前年度比較で2,225万4,652円、率にして8.4%の減となったところでございます。

なお、歳入歳出の差引額は177万9,413円となっております。

13ページをお開き願います。

④ 歳出事項別説明書でございます。

令和2年度は、綾里、越喜来、吉浜、歯科の4診療所において、地域の医療ニーズに応えるべく計画的な医療機器の整備に努めながら、地域に密着した医療の提供を行ったところであり、診療所ごとにまとめておりますので、診療所ごとに申し上げます。

はじめに、上段の、綾里診療所ですが、施設管理費、人件費等の総務費で1,525万5,755円、医療機器や医薬品等の購入の医業費で101万8,018円、公債費で405万9,539円、合計2,033万3,312円となっております。

綾里診療所は、週2日、火曜日と木曜日の午前に内科の診療を行ったところであり、2年度の延べ患者数は732人で、近年の、地区内の人口減少等に伴う患者数の減少に加え、昨年

度は、新型コロナウイルス感染症による影響等により、患者数が減少したところです。

なお、綾里診療所につきましては、令和元年度に定年退職した医師を再任用でお願いし、吉浜診療所との兼務としているため、限られた曜日、時間での診療となったものでございます。

次に、下段の、越喜来診療所ですが、総務費で1億380万5,769円、医業費で3,201万7,496円、公債費で1,186万7,376円、合計1億4,769万641円となっております。

越喜来診療所は、週5日、小児科と内科の診療を行ったところであり、2年度の延べ患者数は7,470人で、綾里診療所と同様、近年の、地区内の人口減少等に伴う患者数の減少に加え、昨年度は、新型コロナウイルス感染症による影響等により、患者数が減少したところです。

なお、越喜来診療所では、患者の依頼により、往診や訪問診療にも対応したところです。

14ページをお開き願います。

上段の、吉浜診療所ですが、総務費で1,708万252円、医業費で367万2,937円、公債費で263万3,669円、合計2,338万6,858円となっております。

吉浜診療所は、水曜日、金曜日の午前に内科の診療を行ったところですが、診療体制の変更に伴う診療日数の減少や、新型コロナウイルス感染症による影響等により、昨年度の延べ患者数は541人で、前年度と比較し大幅に減少となったところです。

次に、下段の、歯科診療所ですが、総務費で4,161万2,530円、医業費で588万5,879円、公債費で424万3,157円、合計5,174万1,566円となっております。

歯科診療所は、週5日、月曜日と金曜日は9時から17時までの時間帯ですが、火曜日、水曜日、木曜日は、仕事帰りの方でも受診できるよう診療時間を10時から18時30分として診療を行ったところです。2年度の延べ患者数は4,875人で、新型コロナウイルス感染症による影響等により、患者数の減少が見られたところです。

歯科診療所では、虫歯や歯周病予防に力を入れており、その成果として、地区内の子どもの虫歯罹患率の低下につながっているところであります。

なお、資料3は、令和2年度診療施設経営状況について、前年度と比較した一覧表となっておりますが、説明は省略させていただきますので、後ほどお目通しいたきますようお願いいたします。

診療施設勘定決算の説明につきましては、以上でございます。

○議長（田村福子君） はい、ありがとうございました。ただいま、事務局から報告の第1号と第2号の説明がありましたが、皆様から何かご質問はございますでしょうか。

（「なし」という声あり）

ないようですので、以上で日程6の報告を終わります。

次に日程7の議事に入ります。

（1）諮問第1号「令和3年度大船渡市国民健康保険特別会計（事業勘定）補正予算（第1号）を定めることについて」事務局から説明をお願いいたします。

○国保医療課長（三上護君） それでは、諮問第1号についてご説明いたします。

諮問第1号 令和3年度大船渡市国民健康保険特別会計（事業勘定）補正予算（第1号）を定めることについて、大船渡市長から諮問を受けましたので、本協議会の審議をお願いするものでございます。

資料は、「資料4-1」と「資料4-2」となりますが、資料4-1に要点を記載してございますので、説明は、資料4-1で行わせていただきます。

今回の補正予算は、人件費に係るもので、人事異動により生じた人件費の差額について、補正するものでございます。

最初に、歳入でございますが、6款繰入金、補正額278万円、補正理由は、歳出補正に伴う職員給与費等繰入金の減額でございます。

次に、歳出でございますが、1款総務費、補正額278万円、補正理由は、職員給与等
人件費の減額でございます。以上でございます。

○議長（田村福子君） ただいま事務局から説明がございましたが、皆様から何かご質問
ございませんでしょうか。

（「なし」という声あり）

○議長（田村福子君） それでは、お諮りいたします。諮問第1号について、原案を承認
する旨を答申することとして、ご異議ございませんでしょうか。

（「なし」という声あり）

○議長（田村福子君） はい、ご異議はないようですので、諮問第1号について、原案を
承認することを答申いたします。

続きまして、(2) 諮問第2号「令和3年度大船渡市国民健康保険特別会計（診療施設勘定）
補正予算（第1号）を定めることについて」事務局から説明をお願いいたします。

○国保医療課長（三上護君） はい、それでは、諮問第2号につきましてご説明いたしま
す。

諮問第2号 令和3年度大船渡市国民健康保険特別会計（診療施設勘定）補正予算（第1
号）を定めることについて、大船渡市長から諮問を受けましたので、本協議会の審議をお願
いするものでございます。

資料は、「資料5-1」と「資料5-2」となりますが、資料5-1に要点を記載してご
ざいますので、説明は、資料5-1で行わせていただきます。

今回の補正予算の内容は、大きくは3点でございます。1点目は、新型コロナウイルス感
染症の院内等での感染拡大を防ぐため等の費用、2点目は、オンライン資格確認に対応する
ため、診療所システムに関するシステム改修費用、3点目は人件費について、それぞれ関
係の費用について、補正予算として計上させていただいたものでございます。

最初に、歳入でございますが、1款診療収入、補正額515万7千円、補正理由は、新型コ
ロナウイルスワクチン接種対策負担金の増額でございます。

なお、新型コロナウイルスワクチン接種にあたっては、国から負担金が交付されますが、

負担金の1件あたりの基本単価は2,070円(税別)となっております。

3款繰入金、補正額882万円6千円の減、補正理由は、人件費の減と新型コロナウイルスワクチン接種対策負担金などへの財源振替に伴う一般会計繰入金の減額でございます。

7款国庫支出金、補正額100万円、補正理由は、新型コロナウイルス感染症拡大防止・医療提供体制確保補助金の増額でございます。

8款支払基金支出金、補正額42万9千円、補正理由は、オンライン資格確認等関係補助金の増額でございます。

次に、歳出でございますが、1款総務費、補正額345万7千円を減額するものでございます。

補正の内訳は、人事異動により生じた人件費の差額分の減額、新型コロナウイルスワクチン接種に係る受付等に対応するための人件費(会計年度任用職員の時間外相当、受付等の職員2名を採用)の増額、合計で388万6千円の減額。歯科診療所のシステムに係るオンライン資格確認システム改修費の42万9千円の増額となっております。

2款医業費、補正額121万7千円、補正理由は、新型コロナウイルス感染予防対策などに係る備品や物品など購入費等の増額でございます。以上でございます。

○議長(田村福子君) 事務局から説明がございましたが、皆様方から何か質問ございませんでしょうか。

(「なし」という声あり)

○議長(田村福子君) なければお諮りいたします。諮問第2号について、原案を承認する旨を答申することとして、ご異議ございませんでしょうか。

(「なし」という声あり)

○議長(田村福子君) ご異議がないようですので、諮問第2号について、原案を承認することを答申いたします。

それでは、以上で議事を終了させていただきます。ご審議ありがとうございました。

では、事務局の方にお返しいたします。

○市民生活部長(下田牧子君) 委員の皆様には、慎重なご審議をいただきまして、ありがとうございました。

次に、「次第の8 その他」でございますが、委員の皆様から、何かございますでしょうか。

(「なし」という声あり)

○市民生活部長(下田牧子君) それでは事務局からお願いします。

○国保医療課長補佐(佐々木直央君) 国保医療課の佐々木です。座って説明させていただきます。本日お配りした資料6をご覧ください。

それでは、新型コロナウイルス感染症につきまして、当市国民健康保険関連で支援しております状況についてお知らせいたします。

はじめに、傷病手当金についてです。新型コロナウイルス感染症に感染するなどして仕事

を休んだことにより、給与等の支払いを受けられない場合、申請により傷病手当金を支給いたします。支給対象となりますのは、次のすべてに該当する方になります。

大船渡市の国民健康保険に加入されている方で、勤務先から給与の支払いを受けている人、新型コロナウイルス感染症に感染または発熱等の症状があり、感染が疑われることにより、療養のために4日以上仕事を休んだ人、休んだ際に給与の全部又は一部が支払われなかった人が対象となります。

支給対象となる期間につきましては、仕事を休んで4日目以降の休んでいた期間となります。先ほど、支給対象者として、4日以上療養で休んでいる人とお話しましたが、そのうち支給金額の対象となりますのは、はじめの3日間を除く4日目以降の休んでいる期間となります。

支給額につきましては、直近の継続した3か月間の給与収入の合計額をその3か月の就労日数で割り、平均額に3分の2をかけた額が給与の日額と起算され、そこから休んだ期間をかけたものが傷病手当金となります。

適用期間は、令和2年1月1日から令和3年9月30日の間で、療養のため仕事を休んだ期間となります。

こちらの傷病手当金につきましては、国からの財政支援がございますが、期限が9月30日から12月31日まで延長されることが決定となりました。当市におきましても、12月31日まで延長することとして、現在変更事務を進めております。令和3年7月31日現在におけるこれまでの実績はありません。以上です。

○税務課長（佐藤力也君） 税務課の佐藤でございます。裏面に、国保税の減免について資料が書かれております。それについて、ご説明申し上げます。

新型コロナウイルス感染症の影響での国保税の減免ということで、令和2年度から始まった制度であります。これは3年度も同様の内容で実施しているところでございます。

対象となる保険税でございますが、令和3年度分ということと、今年度遡及して、令和2年度から国保に加入した分とか、そういうものも対象となります。

対象となる世帯につきましては、新型コロナウイルス感染症の影響により、主たる生計維持者が死亡あるいは重篤な疾病を負った場合には全額免除、あとは主たる生計維持者の収入に減少が見込まれる場合。どのくらいかということ、去年の収入額の3割以上となります。そういった場合に、保険税の一部を免除するというところでございます。それから要件とすれば、前年度の所得が1,000万以下であるとか、所得が2種類あって、減少以外の所得が400万以下であるというような条件があります。

保険税の減免額でございますが、主たる生計維持者の前年の所得によりまして、10分の2から全額までの区分がございます。

これまでの実績については、7月31日現在の実績でございますが、令和2年度は40件で800万円ほど減免しております。令和3年度につきましては、現時点では8件150万円弱となっております。以上でございます。

○市民生活部長（下田牧子君） ただいま事務局のほうから、傷病手当金と国民健康保険税の減免について説明をいたしました。委員の皆様、この2点について、何かご質問等ございませんでしょうか。

（「なし」という声あり）

○市民生活部長（下田牧子君） よろしいでしょうか。それでは、国保関連では、コロナウイルス感染症に対するこのような支援を行っているということについて、どうぞご理解いただきたいと思います。

それでは以上をもちまして、第1回大船渡市国民健康保険運営協議会を終了させていただきます。本日は、誠にありがとうございました。

午後2時25分閉会